

宅建ファミリー共済の概要です。
実際の状況等により、内容が異なる場合もございます。

《家財の補償》

① 「火災による」家財の損害の補償

○支払われる例

- ・タバコの消し忘れによる家財の消失
- ・隣室の火事による延焼で家具や洋服の焼失
※ 類焼による家財の損害も補償

×支払われない例

- ・地震により家具やテレビが倒れ破損
※ 地震による損害は補償の対象外

② 「破裂・爆発による」家財の損害の補償

○支払われる例

- ・ガス漏れによるガス爆発で家具の破損

×支払われない例

③ 「落雷による」家財の損害の補償

○支払われる例

- ・ 落雷によるテレビの故障

×支払われない例

- ・ 落雷によってパソコンが故障し、パソコン内のデータが消失
- ※ データの消失については補償の対象外

④ 「風災、雹災(ひょうさい)、雪災による」家財の損害の補償

○支払われる例

- ・ 台風で窓ガラスが割れ、雨水の吹込みでテレビ・パソコンなど30万円相当の損害
- ※ 風災・雹災・雪災で住宅の一部が破損し20万円以上の損害が発生した場合に損害を補償

×支払われない例

⑤ 「漏水など水漏れによる」家財の損害の補償

○支払われる例

×支払われない例

<ul style="list-style-type: none">・上の階からの漏水によりパソコンが故障※ 漏水事故による家財の損害を補償	<ul style="list-style-type: none">・窓を閉め忘れて、雨水が吹込みテレビが故障※ 単なる雨水の吹込み、雨漏りを原因とする家財の損害は補償の対象外
---	---

⑥ 「建物外部からの物体の落下、飛来などによる」家財の損害の補償

○支払われる例

×支払われない例

<ul style="list-style-type: none">・外から石が飛んできて、テレビが壊れた。	<ul style="list-style-type: none">・駐車場に置いてあった車に石が飛んできて、フロントガラスにヒビが入ってしまった。※ 自動車はすべての補償の対象外
--	---

⑦ 「水災による」家財の損害の補償

○支払われる例

×支払われない例

<ul style="list-style-type: none">・ 豪雨による洪水で、床上浸水となりテレビが故障した。※ 床上浸水等の損害の場合	
---	--

⑧ 「持ち出し家財」の損害の補償

○支払われる例

×支払われない例

<ul style="list-style-type: none">・ ビデオカメラを持ち出し、知人の家で見ているときに、落雷で故障した。※ 日本国内の他の建築物内に一時的に持ち出された家財が対象	<ul style="list-style-type: none">・ 帰宅中にハンドバッグを電車の網棚に置き忘れた。※ 置き忘れは補償の対象外
---	---

⑨ 「盗難による盗取、損傷、汚損」の家財の損害の補償

○支払われる例

- 泥棒に入られ、テレビが盗まれ、家具を壊された。
※ 限度額100万円
- アパートの駐輪場に置いてあった自転車や原動機付自転車(125cc以下)を盗まれた。
※ 敷地内指定の保管場所での盗難は補償
※ 限度額100万円

×支払われない例

- 泥棒に入られ、40万円で購入した腕時計を盗まれた。
※ 30万円を超える貴金属や宝飾品、美術品は補償の対象外
- 買い物中に店先に置いた自転車を盗まれてた。
※ 持ち出し家財の自転車は補償の対象外

⑩ 「現金・預貯金証書の盗難」

○支払われる例

- 泥棒に入られ、現金を盗まれた。
※ 限度額20万円
- 泥棒に入られ、預貯金証書を盗まれ現金が引出された。
※ 限度額200万円

×支払われない例

⑪ 「盗難被害による窓ガラス」の修理

○支払われる例

×支払われない例

・盗難被害に遭い、窓ガラスを壊された。	
---------------------	--

【注意】貸主との契約に基づき、または緊急的に自己の費用で現実に修理した場合に限られます。

⑫ 「鍵の盗難・イタズラによるドアロック」の交換

○支払われる例

×支払われない例

・部屋の鍵が盗難被害にあったため、ドアロックを交換した。 ※ 警察への被害届が必要 ※ 限度額3万円 ・イタズラに遭い、鍵穴に異物を詰められたため、ドアロックを交換した。 ※ 警察への被害届が必要 ※ 限度額3万円	・外出先で鍵を紛失して、ドアロックを交換した。
--	-------------------------

⑬ 「不注意による窓ガラス・洗面台の破損」の修理

○支払われる例

- ・ 誤って窓ガラスを割った。
※ 限度額30万円
- ・ 化粧ビンを落としてしまい、洗面台を破損した。
※ 限度額30万円

×支払われない例

- ・ 家具を移動中に、誤って内壁や床を破損させた。
- ・ 誤って便座のフタを破損した。
- ・ 花ビンを落としてしまい、床を破損してしまった。

【注意】 貸主との契約に基づき、または緊急的に自己の費用で現実に修理した場合に限られます。

⑭ 「凍結による給排水管の破損または使用不能」の修理

○支払われる例

- ・ 凍結により、給排水管が破損または使用不能となってしまった。
※ 使用不能の場合の解凍費用も補償
※ 限度額10万円

×支払われない例

- ・ 老朽化により、給湯器が破損した。

【注意】 貸主との契約に基づき、または緊急的に自己の費用で現実に修理した場合に限られます。

⑮ 「寒暖の差による網入窓ガラスのヒビ」の修理

○支払われる例

×支払われない例

・寒暖の差による自然現象で、網入窓ガラスにヒビが入った。	
------------------------------	--

【注意】貸主との契約に基づき、または緊急的に自己の費用で現実に修理した場合に限られます。

《付随する各種費用》 ※ 条件や限度額等がございます。

- 臨時費用 … 家財が損害を受けたため臨時に生じる費用
- 残存物取片づけ費用 … 残存物の取片づけに必要な費用
- 失火見舞費用 … 「火災、破裂・爆発」の事故による見舞金等の費用
- 地震火災費用 … 地震や津波などによる火災により家財が損害を受けた場合の臨時に生じる費用
- 修理費用 … 緊急的に自己の費用で修理したときの修理費用
- 賃借・宿泊費用 … 臨時の賃貸住宅または宿泊施設の費用

《借家人賠償》 … 貸主への補償

○支払われる例

- ・洗濯機のホースが外れ、借りている部屋の床が水びたしになり、床に損害を与えた。
- ・タバコの消し忘れで火災を起こし、借りている戸室を焼失させた。

×支払われない例

- ・排水管の老朽化が原因で、下の階に漏水し、損害を与えた。

《個人賠償》 … 第三者への補償

○支払われる例

- ・自転車に乗っている際、他人にぶつかりケガを負わせた。
- ・トイレをつまらせて水漏れを起こし下の階の入居者の家財に損害を与えた。
- ・ベランダから植木鉢を落としてしまい、駐車場の車(他人所有)を傷つけた。

×支払われない例

- ・自動車を運転中、他人にケガをさせてしまった。
※ 自動車事故は補償の対象外
- ・勤務中に会社のFAX機を誤って壊した。
※ 職務遂行中は補償の対象外

《特約》

『住宅内入居者死亡費用特約』

入居者の住宅内における死去に伴う原状回復費用を負担された場合に「特殊清掃費用」と「遺品整理費用」を補償

- ※ 通常の保険料に1,500円加算
- ※ 「遺品整理費用」のみの損害の場合は対象外
- ※ 限度額60万円